

## 2019 年度 若手・女性研究者奨励金 レポート

研究課題	日米の会社法における会社情報の収集権に関する研究 －株主と会社の利害調整を中心に－
キーワード	①会社法、②アメリカ会社法、③株主による会社情報の調査

### 研究者の所属・氏名等

フリガナ 氏名	サワヤマ ヒロフミ 澤山 裕文	所属等	専修大学 法学部 講師
プロフィール	2018年3月に専修大学法学研究科博士後期課程修了後、同年4月より専修大学法学部助教に着任し、2020年4月より現職に至る。本研究課題は、博士論文としてまとめた研究成果である拙著『アメリカ会社法における株主の会社情報の収集権』を基礎としている。		

### 1. 研究の概要

本研究は、博士論文としてまとめた研究成果である拙著の発展ないし深化を基本として、同著で参照しているものの、十分に言及することができなかつたアメリカ会社法における株主の会社情報の収集権の法的執行手段について、近時の判例や学説の動向を手がかりに研究を進めてきた。

そのうえで、アメリカ各州会社法の実態や制度の運用あるいは議論の状況についての現地調査を行った。それらを踏まえて、わが国の会社情報の収集権の意義や判例の動向等をアメリカ会社法との比較をしながら整理した。そこでの検討を通して、わが国の実効性のある機能的なコーポレート・ガバナンスの構築に資する株主の会社情報の収集権の在り方等につき有益な示唆を得ることを目的とした研究である。

### 2. 研究の動機、目的

近時、上場会社において株主総会等で株主ないし投資者と会社経営者との建設的な対話を通じて健全なコーポレート・ガバナンスを構築させようとする動向が活発である。そうした対話は、株主ないし投資者と会社経営者が同様の情報を有していることで一層有益なものとなりうる。また、株主ないし投資者が会社内部の情報を十分に有しているかどうかは、株主等に付与されている種々の監督是正権等の行使といった会社に対する監督機能を果たすための重要な要素となる。しかし、上場会社においては、株主数が多いために十分な会社内部の情報を入手しづらい。それによって、会社経営者との情報の非対称性も大きくなるゆえに責任追及が十分に出来ないおそれがある。

そこで会社法は、会社が年に一度行う情報開示（会社法 440 条 1 項）に加えて、株主に対して会計帳簿や取締役会議事録といった会社情報の調査権を認めている（同法 433 条 1 項、371 条 2 項等）。ただ、わが国において、会社はその事業のノウハウといった企業秘密等も有しているために、株主への会社情報の開示に対して消極的であった。他方で、株主の会社情報の収集権の行使を広く認めるとした場合、濫用的行使の危険性も高くなる。会計帳簿や取締役会議事録は企業秘密を多く含んでいるために、情報を得た株主から企業秘密が漏洩することによって会社に対する損害が懸念され、結果として株主全体に不利益となりうる。そこでアメリカ会社法では、株主と会社の両者の利益保護を実現するために、とりわけ法的執行手段に関する手当てがされ、その機能を効果的に発揮できるようにしている。

このような経緯から、わが国における株主による会社情報の収集権の主なモデルとなってい

るアメリカ会社法がどのように上記のような会社情報の収集権に係る問題点を克服して、現在どのような運用がされているのかを明らかにする必要があると思われた。そうしたわが国の検討課題について、本研究を通して得られた示唆から、わが国の健全なコーポレート・ガバナンスの構築のために有益な議論を提供したいと考えた。

### 3. 研究の結果

このような問題意識のもと、具体的な研究経過としては、まず、博士論文では十分な検討がされていなかった点について再確認するとともに、博士論文で使用した資料や外国書を中心とした日本国内で入手できる資料を収集して近時の動向を整理した。それを踏まえて、法的執行手続の迅速性がその後の株主による会社役員への責任追及等にどのような影響を与えているかを再検証するとともに、収集した情報を株主が不正に利用することを防ぐために、会社の間での秘密保持合意 (confidentiality agreements) の締結を条件とするといった広範な裁量権を裁判所に付与することの是非を学説や判例の動向を中心に検証した。博士論文提出後に公開された最新文献の調査はもとより、この研究では日米の民事訴訟法に関する理解が不可欠であるから、その点についても可能な限り資料を収集して検討を進めた。

ただ、日本国内で入手できる資料や最新の議論の動向をフォローアップするには一定の限界がある。そこで、アメリカのカリフォルニア州サンフランシスコでの調査を行なった。日本でも参照できる資料も見受けられたが、立法資料や最新の雑誌論文から多くの資料が得られた。特に州の立法資料については日本ではなかなか参照することが難しく、どのような理由で州特有の法制がされてきたのかを知りうる貴重な資料の収集等の機会を得ることができ、有益な現地調査となった。

### 4. 研究者としてのこれからの展望

こうした調査を経て、今後はアメリカでの現地調査等から得られた資料ないし知見を手がかりに、今年度中に研究論文として研究成果を公表することを計画している。論文の作成には既に着手しており、現在は収集した資料を精査しつつ、内容の充実を図っている。

ただ、現地調査から予想以上の収穫があったため、今般の研究助成から得られた資料を用いて博士論文の内容の深化が図れるものと考えており、今後の研究活動に継続してフィードバックしていきたい。また、所属研究機関等で開催される各種研究会等においても、機会が得られれば積極的に発表していきたいと考えている。

もとより、近年は本研究課題を主たる研究テーマとしている研究者が見受けられず、拙著もそうした事情も相俟って好意的な評価がされている。そうした評価も踏まえて、今後の研究課題としては、まず、日米会社法の今後の動向もフォローアップを続けなければならない。それに加えて、この研究助成で得られた知見は長期的な検討を要するものであり、この点の研究も欠かすことができない。そうした研究の積み重ねを継続して行い、株主の会社情報の収集権の第一人者として社会的に注目されるような研究者となっていきたい。

### 5. 社会に対するメッセージ

前述のように、現地調査から想像以上の貴重な収穫があり、今般の研究助成を得られなければ、そうした貴重な経験をする事ができなかつた。近年は海外の最新情報もインターネット等を通じて比較的容易に入手ができる状況にある。

しかし、今回の経験ができたことにより、海外での現地調査をする重要性を認識することができた。それゆえに今後も定期的な現地調査が必要だと考えているが、いわゆる科研費の獲得も非常に困難であるため、こうした研究助成がなければなかなか難しい状況にある。それゆえに、今後も後進のために継続した支援をお願いしたい。